建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

令和2年4月6日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

- (1) 建築協定の名称 京都市上京区井田町地区建築協定
- (2) 申請者の氏名山本 敏夫
- (3) 建築協定区域

京都市上京区芦山寺通千本東入下る井田町925番1ほか57筆,同区寺之内 通千本東入二丁目新猪熊東町359番9ほか3筆及び同区寺之内通千本東入新 猪熊町407番 計63筆

(4) 建築協定区域隣接地

京都市上京区芦山寺通千本東入下る井田町925番2ほか14筆及び同区寺 之内通千本東入二丁目新猪熊東町359番1ほか3筆 計19筆

- (5) 建築協定の事項 建築物の用途及び形態
- (6) 協定の期間

10年間(有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。)

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和2年4月6日(月)から同年4月27日(月)まで

(ただし,京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。)

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局建築指導部建築指導課(分庁舎2階)

- 3 公開による意見の聴取
 - (1) 日時

令和2年4月28日(火)午後2時から午後3時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局第1会議室(分庁舎2階)

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 文山 達昭

(都市計画局建築指導部建築指導課)